



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例（県民投票推進課） 1

公布された条例のあらまし

- 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 投票の選択肢にどちらでもないを加えることとした。（第6条及び第7条関係）
 - 2 1に伴い、無効とする投票に関する規定及び投票結果の尊重に関する規定を整備することとした。（第9条及び第10条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 1月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第1号

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例（平成30年沖縄県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「反対の記載欄に○の記号を」の次に「、賛成又は反対のいずれでもないときはどちらでもないの記載欄に○の記号を」を加える。

第7条第1項中「反対と」の次に「、賛成又は反対のいずれでもないときはどちらでもない」とを加える。

第9条第2項第2号中「及び反対の記載欄のいずれにも」を「、反対の記載欄及びどちらでもないの記載欄のうち2以上の記載欄に」に改め、同項第5号中「又は反対」を「、反対の記載欄又はどちらでもない」に改め、同条第3項第2号中「及び反対の文字をともに」を「、反対の文字及びどちらでもないの文字のうち2以上の文字を」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「又は反対」を「、反対の文字又はどちらでもない」に改める。

第10条第2項中「又は反対」を「、反対の投票の数又はどちらでもない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
--	--